

「困ったなあ」

に答えます

佐々木知子の
法律相談



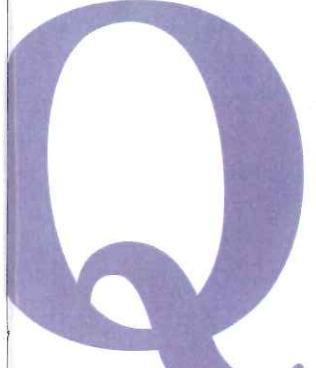
佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

母の遺言の内容に 納得できません。

先生とは高校時代からの知り合いです。この度母が亡くなりました。ご存じのように、東京の私立医大に入って、大学の先輩医師と結婚し、ずっとこちらに住んで働いています。

私は戸籍上は両親の実子ですが、本当は伯父方の末っ子だということ小さい頃から知っていました。一人っ子だし大事に育ててもらいましたが、なんとなく隔てがあつて、大学も東京に出てきたし、以降あまり帰りませんでした。もちろん多額の学費を出してくれたことは感謝しています。

父は早くに亡くなり、遺産は母亡き後いずれ私が相続する



故人の遺志を酌むことも 選択肢の一つです。

いわゆる「薬の上からの養子」だったんですね。初めて知りました。生まれたばかりの子供をもらって実子として育てることは昔はわりと行われていたようですが（今は特別養子縁組制度があります）、出生証明書にはお産の立ち合い者の署名が要るし、実子としての虚偽の届け出は公正証書原本不実記載罪になります。故に、こうした親子関係作出は無効というのが基本ですが、諸般の事情によっては有効と扱われるようになっていています。

したがって、お母さまの遺族であること自体は大丈夫ということ前提にしますね。方法として考えられるのは三つ。

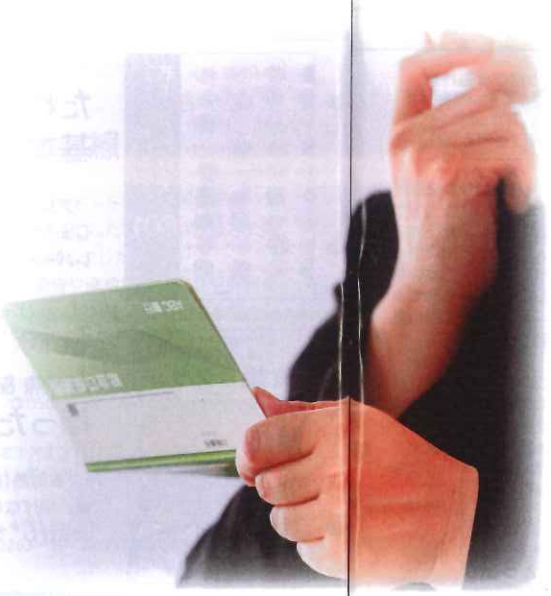
一つは遺言無効確認訴訟を提起すること。ただし、認知機能が低下していたとしても老化による認知障害は誰にでもあり、7年前にすでに遺言作成能力すらなかったと立証するのは大変難しいと思います。お母さまとしては世話になっている身内に差し上げたい、そして言いづらいですが、娘はほとんど来ないし収

ので、配偶者控除のこともあり、大方母に相続してもらいました。母は100歳近くまで生き、晩年こそ施設に入りましたが、近所に住む自分の姪らに面倒を見てもらっていたようです。

その方たちには当然お礼をしようと思っていたのですが、なんと母が「全財産は〇〇（姪）に与える」との遺言を7年前前に書いていたのを、家裁の検認手続きで知って、びっくりしました。母の筆跡だとは思いますが

が、姪らに書かせられたのかも、しれず、納得がいきません。こんなことなら父の相続時にしっかり半分もらっていればよかった。

遺産は、自宅土地建物（5000万円くらい）と、預金通帳を見せてもらったところ2000万円程度の残高で、大した金額ではないのですが、とにかく釈然としません。どうすれば良いと思われませんか？



入もたくさんあるし、と考えるのも不思議ではないでしょう。介護をせずにおいてそんな訴訟を起したら、そりも受けかねず、あなたには地位も名誉もありません。

次は遺留分減殺（侵害額）請求を起すこと。本来は唯一の相続人であるあなたが全遺産をもらえるのですが、遺言を有効であると認めた上で、その半分が欲しいという請求です。1年以内に請求しなければなりません。裁判所を介さなくてもまずは弁護士間で、預金だけはこちらに欲しいという交渉をしても構いません。

最後はお母さまの遺志を酌ん

で、何の請求もしないこと。気を悪くしないでほしいのですが、東京で下宿して私立医大6年間だけで軽く1億円は超えるでしょう。それにもかかわらず、一人娘なのに介護も何も結局他人任せだったことを考えると、それでも良いかなと私などは思います。お父さまの相続時にお母さまに大方を相続させたからこそ、自宅を売らずに施設に入れたわけです。ご自宅管理も大変な手間です。その方たちのおかげでお母さまは長く不自由なく命を全うできたのでは？

私は代理人なので、どうされるかはよくお考えになっていただけだと思います。